

第五十五回国会 衆議院 石炭対策特別委員会 會議録 第十四号

三〇七〇

昭和四十二年六月一日(木曜日)

午前十時四十七分開議

出席委員

委員長 多賀谷貞徳君

理事 神田 博君

理事 西岡 武夫君

理事 八木 昇君

大村 義治君

菅波 茂君

野田 武夫君

木原津與志君

渡辺 惣蔵君

大橋 敏雄君

出席國務大臣

通商産業大臣 菅野和太郎君

出席政府委員

通商産業省石炭局長 井上 亮君

通商産業省石炭保安局長 中川理一郎君

六月一日

委員廣瀬正雄君辭任につき、その補欠として大村義治君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員大村義治君辭任につき、その補欠として廣瀬正雄君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員大村義治君辭任につき、その補欠として廣瀬正雄君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員大村義治君辭任につき、その補欠として廣瀬正雄君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員大村義治君辭任につき、その補欠として廣瀬正雄君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員大村義治君辭任につき、その補欠として廣瀬正雄君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員大村義治君辭任につき、その補欠として廣瀬正雄君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員大村義治君辭任につき、その補欠として廣瀬正雄君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員大村義治君辭任につき、その補欠として廣瀬正雄君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員大村義治君辭任につき、その補欠として廣瀬正雄君が議長の名で委員に選任された。

質疑の通告がありますので、これを許します。

木原津與志君。

○木原(津)委員 現在の石炭危機の焦点が、将来の石炭の需要がどの程度確保されるかということにかかっているという事は、これは有沢調査団あるいは石炭鉱業審議会の各委員も異口同音に国民に説明しておるところであります。そしてその際有沢調査団では、わが国で五千万トン体制、出炭規模五千万トン体制を維持するために、は、当時の計算では、昭和四十二年度において一般炭の約八割、二千五百五十万トン程度の石炭が火力発電用に使われなければ、エネルギーの石炭の長期対策はとてできないということであつたと思つております。先般当委員会に示されました通産当局的石炭需要長期見通しによりますと、大体四十二年度の電力用炭の需要目標は、合計して大体二千五百四十万トンという数字が出ておるのであります。当時のこの有沢調査団の五千万トン出炭の規模において一般炭が電力用に二千五百五十万トン近くの出炭が予想されるということになれば、出炭規模は大体五千万トンでなく五千万五百万トンが可能ではないかというふうな考えられるのでありますが、これが五千万トンの出炭規模というところで押えられている点については、何かその他の石炭の需要目標の中で著しく減る、減炭する予想があつてのことかどうか、これをまずお尋ねいたします。数字の問題でございしますから、石炭局長から御答弁をいただいてけっこうです。

とは事実でございます。そうなりますと、この五千万五百万トンの出炭を維持するためには、どうしても需要をつける面におきまして、この五千万五百万トンに見合う需要を確保しなければならぬというふうな考え方に立ちました。ところがやはりエネルギー革命の影響を受けます。特に一般炭につきましては、需要が逐年減少する見通しがあつたわけでございします。それを補うためには電力、鉄鋼両業界に政策上、やはり要請せざるを得ないというふうな考え方から、先ほどおっしゃいました二千五百五十万トンという電力業界に対する長期の引き取りを考えた時期があるわけでございします。しかし、実際問題として今度この抜本策を立てますときに、石炭鉱業審議会におきまして、それから同時に通産省の中に新設されましたエネルギー調査会、これは石炭鉱業審議会と並行するというか、もうちょっと総合的なエネルギー調査会というものができたわけでございします。この石炭の審議会とエネルギー調査会と並行審査をやつたわけでございします。この並行審査の結果、これは特に石炭鉱業審議会からの意見が主導性を持つたわけでございしますが、今後の長期の出炭見通しは五千万トン程度——今後の山の自然条件、出炭力等を見て、五千万トン程度の出炭力、供給力という見方をすることが妥当ではないかというふうな意見がありまして、需要の面から五千万トンに減らしたわけでは必ずしもございしません。むしろ出炭力、今日の販売炭価を横ばいという前提で、価格をまた上げられるというふうな客観情勢があれば、これはまた物量としてのとり方の問題でございまして、五千万トンをこえる掘り方も個人的にできないとは思いません。しかし、今日の炭価を前提に考えていた場合には、今後の供給力は五千万トンであるという一応の結論が出ました。そうなりますと、今度は需要確保につきましてもこれに見合う需要確保をしなければ

いかぬというふうなことで、電力につきましては四十五年度までに二千三百万トン、鉄につきましては二千二百五十万トン、管申では千百万トンになつておりますが、現実には千二百五十万トンまで取ろうという話にいまなつております。それからもう一つ、先生が何か変化があるかというふうなお話がありましたが、変化の点で申し上げますと、電力会社や鉄のほうは政策需要でから変化はないわけでございしますけれども、一般産業の需要が当時は一千万トンを下らない、昭和四十五年では一般産業向けの需要、暖房用炭を含めてですが、それが今日の想定では七百万トン台程度というふうな見通しで、ここで三百万トン近い一般産業の石炭需要の落ち込みが最近明らかになつてまいつております。この点は確かに一般炭の需要が減少しているという変化がございします。

以上のような事情でございします。

○木原(津)委員 そうしますと、出炭規模というのは五千万トンということで固定化されておるのですか、それとも五千万五百万トン、できれば五千万五百万トンを維持してこのように体制でおられるのか、その点を大臣からお聞きしたいと思ひます。

○菅野國務大臣 約五千万トン程度という目標を立てておるのがありますが、これで固定したというわけではございませんが、まあ目標としては五千万トン程度というところをいきたいと考えております。

○木原(津)委員 この長期見通しによりますと、九電力で四十二年度二千三百三十万トンということになります。四十三年度で二千二百五十万トン、四十四年度で二千二百五十万トン、そして四十五年度で二千三百五十万トン、累次需要が漸増しておるということになつておりますが、漸増をいたしましてはやはり出炭規模は五千万トンということになるのでありましようか。

○井上(亮)政府委員 ただいま石炭の長期の生産見通し並びに需要との関連についての御質問がありました。先生御指摘がありましたように、かつて第一次調査団当時におきましては、将来の出炭の見通しにつきましては、五千万五百万トン程度いくんではないかというふうな見通しがあつたこ

○菅野国務大臣 政策需要のほうは増加するような計画を立てておりますが、一般炭の需要は漸減するといふように考へてゐる次第であります。

○木原(津)委員 一般炭の漸減といふますが、減じ方がこの見通し表によりますと非常に著しいものがある。特に四十二年度の千三百四十五万トンが四十五年度においては七百七十七万トンという見通しになっております。漸減の状況、下降のカーブが非常に大きいように思ふが、この点どのような見通しでこの数字を出しておられるか。

○井上(亮)政府委員 先生から御指摘がありまして、昭和四十一年度には一般炭の一般産業向けの需要は千六百万トン程度、これは実績見込みと考へておつたわけでございまして、四十二年度は二百五十万トンくらい減少いたしまして、御指摘のありましたように千三百四十五万トンという見通しを考へておるわけでございまして、ところ、ただいまおっしゃいましたように、逐年減少いたしまして四十五年度には七百万トン台というふうな激減ぶりでございます。これは結局電力、鉄鋼——鉄については原料炭ですから別でございまして、電力については先ほどのように政策需要といふことで人為的に政策的にこの需要をきめておられますので漸増いたしますが、一般産業につきましてはやはり無数の産業、大企業もありまして、中小企業もありまして、各種産業の需要でございまして、これについてまで政府が強制的な引き取りを要請するといふことはいかかといふようなことから、この一般産業につきましてはフリーチーイス、自由選択の原則を認めておるわけでございます。なおこの一般産業の中には実は産業以外に暖房用炭も一応含めております。これはフリーチーイス以外に、自由選択以外にないといふような考へ方で考へておるわけでございまして、御承知のように重油と石炭の価格差、これが今日でも相当な開きがございまして、それから今後の見通しからいたしまして石炭価格が据え置かれる、上がりもしない下がりもしない

いといふふうに考へましても、重油の価格は低落の傾向である。そういった見通しにございまして、それからまた一般産業自身の、何といひますか、企業経営の方針が従来はまだ従来の情性で石炭を使つていたといふ形もありまして、最近ではやはり一般産業も近代化、合理化、国際競争に耐えるための努力をせざるを得ないといふようなことから、重油に切りかへる傾向が最近特に顕著になってきておる。重油ボイラーといふようなことから、私どもの見通しでは大体この程度になるんではないか。これは各企業、主要企業について積算見直し、——積算といひますか、たとえばセメント工業はどういうふうにいふまでの石炭だきを重油だきに変える計画を持つてゐるか、あるいは繊維工業はどうだといった調査研究をいたしまして、大体的見通しがこういう程度になるんではないかといふふうに考へまして、この見通しをとつた次第でございまして。

○木原(津)委員 いまの説明によれば一般産業の分についてはフリーチーイスでいく。電力の場合においてはあなたのほうで介入をして、いわば政策需要でやつていくんだという説明のようですが、この電力関係におきまして、電気業界が電力エネルギーを低廉で供給するといふことは、これは電気業界に課せられた至上命令なんですね。そのために石炭の発電よりも重油あるいは原油による発電のほうが経済性が非常に有利だといふようなことから、いわゆる二千五百万トンの引き取りに難色を示したために、審議会だとか調査団の長期政策の見通しが非常に難航をしたといふ事情があったといふことを、われわれは仄聞しておる。

そこであなたは一般産業についてはフリーチーイスでいく。電力関係においては政策需要がある程度つくり出して、政府権力で介入していくんだというお話ですが、政策需要といひましてもこれは法律じゃないんですね。いわばあなたの方の話し合ひでやつていく。ところが石炭と石油との今日の協業分野において、その価格差が経済性にだん

だん開きが出てくる。そういうことになれば、電力会社といへどもこれは営利企業なんだから、そういったまでも政府の言ひなりにはばかりはならない。何としてもエネルギー供給の低廉性ということが電力会社に課せられた一つの大きな任務なんでありまして、ただ政策需要、政策需要といふことで電力会社、九電力の石炭の需要見込みが四十二年、四十三年、四十四年、四十五年と漸増して需要があるといふふうに考へられることは、少し石炭当局の見方が、電力界のこのきびしい事情と照らし合はれてちと甘過ぎやせぬか。私はその点について危惧の念を持つわけなんです。このあなたの方の見通しのとおり四十五年まで、あるいは四十五年から先、そういう漸増する数字に基づいて五千万トンの体勢を維持する、政策需要によつて維持する確信がありますかどうか、その点を……。

○井上(亮)政府委員 御説のように電力につきましてはこれは政策需要といふことでやつておりますが、法律で強制いたしておるわけでもありません。したがって先生おっしゃいますように政府が権力をもつてきめるといふようなわけにはいきりません。御指摘のように話し合ひで、電力業界の良識に訴へて、これだけの政策需要を要請しておるといふのが実情でございます。したがって、こういった電力業界としては先生もおっしゃいましたようにやはり低廉安定という電力供給の使命にかんがみて、できるだけ安い電力を供給したいという電力業界の強い意思もあるわけですから、それに対して石炭を増量せよといふことを言うわけですから、その折衝は先生もおっしゃいますようになまやさしいものでないといふことは事実であります。しかし一応私どもとしましては、これは大臣もお話があり、最後の話し合ひは大臣と電力業界との話し合ひになります。少なくとも四十五年度までは二千三百万トンは九電力で引き取りますという約束をいただいておりますのでございまして、これについては私も一応電力業界を信頼しておるわけでございまして、電力

業界もこの線に向かつて逐年増量をしてくださつておりますから、まあ法律で強制しておるわけではございませんが、この数字に関する限りは私は間違いないといふふうに考へております。

なお四十六年度以降の問題になりますと、これはまた再び九電力業界との話し合ひ——四十五年度までの約束ですから、それ以降は再び政策需要についての話し合ひを、四十五年以降のものについては少なくとも四十四、五年ごろにはつけておかなければならぬ。もしその過程で電力業界がどうしても増量引き取りができないといふことになれば、電燈火力とか共同火力とかいふような政府機関による発電あるいは政府がある程度入った企業としての開発といふことを、やはり考へざるを得ないといふふうに考へております。

○木原(津)委員 私はしるうとですから、その間のことをよく存じませんが、火力発電の場合に石炭と石油が競合する競合分野になってゐるわけですね。その場合に重油をたぐのと石炭をたぐのとでは経済性において一割五分から差がある。それから原油のなまだきをする場合においては二割五分、いふならば重油あるいは原油を使用すれば、石炭よりも一割五分ないし二割五分の経済性があるといふことがいわれておるのであります。その点は大体そういうふうな確認してよろしうございませうか。

○井上(亮)政府委員 常識的にはその程度の数字がよくいわれておりますが、厳密にいいますと、関連する面までやや多目に入つておる点もあるのじゃないか。といひますのは、いろいろ建設コストの増とか、あるいは石炭を使ひます場合にはある程度石炭置き場が必要だとか、それから要するに燃えがらを処理するのがよいにかかるとか、いろいろな点が考慮されて、すべての要因を考慮されて、先生おっしゃる程度といふふうに通常いわれておりますが、私、いま厳密な計算数字を持つておりませんので、そのとおりかと言われましても、そのとおりとも言い切れませんが、大体常識的にはそういうふうにいわれておるよう聞いており

ます。

○木原(津)委員 重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置が昭和四十二年の三月で失効しておるのです。これに対する影響、これはまだ失効したばかりですからはっきりしたものはつかめてないかと思いますが、あなたの方の一応の見通しはどうなんでしょうか。

○井上(亮)政府委員 従来重油ボイラー規制法がありましたために、どの程度の石炭がそれによって確保されておるだろうかという議論を、私も数年前から、第一次調査団当時から検討をいたしておったわけですが、いろんな角度で考えまして、大体二百萬トン程度はこの重油ボイラー規制法のおかげで確保されているんじゃないかというのが一般的な通説でございます。

なお先ほど先生御指摘がありました一般産業向けの需要が減っていくということは、ただいまの重油ボイラー規制法の廃止ということも織り込んだ見通しに相なっております。

○木原(津)委員 そういたしますと、大体重油、原油のなまだきの場合の発電と石炭の発電では石炭が二割五分ないし二割五分経済性が低いということになれば、これは政策需要というようなた方の言い方だけでは、まあ一応の見通し、四十五年度までの見通しの中では、九電力会社関係で、それだけ引き取るといことをいうておつても、いまのような経済性に差がある場合、四十五年はともかくとして、四十六年以降、政策需要だけであつた方がこの五萬万トン体制を維持するということについては、経済発展の法則からいって、そういう非能率的な非合理的なことが資本主義社会でいつまでも完遂できるというようなことに對しては、私は非常に危惧を持つものであります。

それならば、四十五年までは、一応二、三萬万トンの需要確保が九電力においてできるという約束をしてきた、その見通しに立つて需要の測定をしたが、四十六年以後においては私もは大いに危惧があるのですが、四十六年以後に對する、

具体的に五萬万トン体制をほんとうに維持する腹か、あるいは維持できないけれどもどうするかということ、ひとつこの際はつきり大臣から御意見を願ひたい。

○菅野國務大臣 いま木原委員の御質問の御趣旨については、私も実は同じような憂いを持つものでございまして、御承知のとおり石油の産出がだんだんふえてまいっております。したがって世界的に見て石油の価格が下がるという傾向があります。そこで電力会社からすれば、重油をたいたほうが安くつくということは当然だと思ひます。電力会社の立場、資本主義的な立場からいえば、石炭をたより重油をたいたほうがいいという考えを持つと思ひますけれども、石炭を五萬万トン確保するということは日本の国策でございます。石炭産業はどうしても五萬万トンは確保しなければならぬ。これは申すまでもなくいろいろの理由から、木原委員御存じのとおり、これは国策として五萬万トン確保するという方針であるのでありますから、電力会社にはそれだけ高いものを買わせておる。したがって負担増、価格差というものを政府が出してやるということで、電力会社としてもそれはどの損失を見ずしてやることのできるようにしてやっておりますのでございます。でありますから、もしも将来四十六年以降におきましてなお重油の値段が安くなつてくるということになれば、また負担増のことも考へてあげなければならぬということ、どうしても五萬万トンというものは確保しなければいかぬと思ひます。これは日本の国策として確保すべきだと思ひます。この点において今後においてもいろいろ各方面から対策を講じていこう、こういう考えを私は持つております。

○木原(津)委員 五萬万トン体制の国策というのは大いにわかる。わかるのだが、その国策たるや経済性において一割五分から二割五分、あるいは現在の炭価をそのまま引き継ぐということになり、また重油の価格が下がるということになれば二割五分から三割五分ということになつてくる。

そういう数字になるかどうかはわからぬが、とにかく低廉の方向に向かつていくであろうということは考えられる。そういう場合に、いまの自由社会の企業の中で、あなた方が国策、国策というてその私企業にそこまで押えてやることはたしてできるか、あるいはやるのが国民経済上可能であるかどうかという点も考へなければならぬ。そうすると四十五年以降のものについてあなた方が五萬万トン体制を国策として維持していくというならば、もう少し掘り下げた根本的な長期見通しというのをつくり上げられなければ、これは必ずこの責任者になられるかどうかはわからぬ。あるいはまだ引き続いて通産大臣、あるいは総理大臣をやられるかもしれぬから、あなたの御手腕に私は期待するのですが、もし大臣がかわつて、そうして四十五年まではこうだったが、四十六年以降はもうとて、こういうような重油と石炭の値段の關係で、経済性の問題でどうしても五萬万トンの体制を保持することができないからまたやり直したということをやられるならば、今日この際あなたの手において、四十六年以降においてもそういうような事態が来る場合においては、根本的にどういう見通しを立て、どういう基本政策を、持つてやらなければならぬかということを考へて、そうして抜本的なこういふ——現在提案されておる石炭鉱業再建臨時措置法を私は悪いと言ふんじやない。これでもけっこうなんだ。けっこうなんだが、このくらいの再建策ではもうどうにもこうにも手足が出ないような行き詰まった状態になるんじゃないかということを私も非常に心配しておる。そこで、石炭の国営、エネルギーの総合的な計画立案のために、国の大きな力を、この電力、鉄鋼、石炭というものを三位一体とした総合的な立場に立つて、国がもう少し、政策需要とか何とか、そんななまぬるいことをいわないで、根本的にこれを法制化してやつていく、それが将来の日本のエネルギー対策の基本精神でなければならぬ。私もが言うのはこゝな

んです。だから、四十六年以降もはほそういうようなことでもいくという見通しをもつと具体的に大臣から説明してもらわなければ、私は先に進むわけにいかない。まだ質問はあとたくさん残つてゐるのですから、その決意をこゝで具体的に示してもらひたい。

○菅野國務大臣 木原委員も御存じのとおり、石炭審議会の答申は四十五年度までということで答申が出ておりますから、その答申に基づいて年度の予算なり法案を提出した次第でありまして、四十五年まではこの答申によって大体石炭産業が安定するという見通しのもとにおいてこの答申が出ておるのであります。

そこで木原委員が御心配になるのは、四十六年以降の問題を御心配になつておられることと思ひます。四十六年以降のことにつきましては、重油の問題、これは私も安くなるという見通しはしておりますけれども、どのくらい安くなるか。國際情勢の關係などもありまして、あるいはもし戦争でもあつたら重油が来なくなるというようなことも考へられるし、四十六年以降のこととしては、もう少し先で対策を考へてまいりたい。いませつかく四十二年度からの答申案ができておるのでありますから、これをまず実施して、その結果によって、四十六年以降についてはもう一べん石炭審議会と申しますか、あるいは総合エネルギー審議会と申しますか、動力審議会と申しますか、もう少し広い、いまお話しのとおり観点から石油——それから私は原子力の問題もこれから重要になつてくると思ひます。それらすべてを総合して日本のエネルギー資源をどうするかという根本問題を——しかし石油のことについては、もうすでにいろいろ石油審議会のほうから答申が出ておりますから、今度は石油公団というものを設けることにいたしましたし、原子力の問題につきましても、原子力の事業団を設けることにしておるのであります。私は、四十五年まではもつと世の中が変わつてくると思つております。でありますからして、またそれに應じてひとついまから四十五年の

後のことを考えろといったって、とてもエネルギーの問題を、科学者もおそらくそこまで考えられぬと私は思いますが、まあ四十五年以後世の中がすべて変わってくるから、そのときに根本的に考えるべきじゃないかというように、私はいまのところは考えております。

○木原(津)委員 四十六年以降のこととおっしゃるが、私は、もう四十六年は、いよいよ見通しが暗いというだけで、四十二年、四十三年、四十四年とこの二、三年の見通しが、はたしてあなたの方の見通しのようなぐあいにくいかどうかという情勢も、非常にきびしい情勢があると思うのです。そういう情勢を考えれば、あなたの方がいわれる抜本的な対策というものをこの際七月答申に基づいて策定をされるという大きな決意ならば、この策定の中に、けちをつけるわけじゃないが、異常債務の肩がわりを二、三億、枕頭増進に五、六億、炭坑の補給金に十億、あたり百二十億、そういったような小手先細工といつては失礼に当たるか知れぬが、そういったようなものが抜本的な当面の対策だということを出されるということは、私に言わしむれば、あなたの方のほうには、ただ当面を糊塗するだけで、長い将来にわたった日本の石炭産業を、たとえ規模は小さくなくても繁栄する企業としてこれを維持していくということについての熱意というか、そういうようなものに何か欠けるものがあるのじゃないか。もう少しエネルギーの——いま大臣のおっしゃった原子力の問題も、もうすでに商業ベースの上に乗っているのではありません。石炭から石油、原子力というような形の中で大きくエネルギー革命が行なわれ、その中で石炭企業をどうして繁栄ある企業として維持していくかという点について、もう少し雄大な、先の見通しのきいた大臣の御説明をぜひともお聞きしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○菅野国務大臣 この四十五年までの計画は、御存じのとおり石炭審議会の答申によってこの案を立てておるのであります。石炭審議会は、経営者また労働者、また学識経験者、あらゆる人の知恵を集めてあの審議会の答申というものはできたと思うのであります。そこで皆さんが集まられて、四十五年まではこの案でいけば石炭産業が安定するという見通しで、あの答申案をつくられている。これはいままでの石炭対策としてはよほど思い切った対策だと思ふのです。そこで政府もこれを閣議決定をして、四十二年の予算もそれに基づいておるのであります。でありますからして、四十五年までは、この答申案の方針によってやるということではない、こう考えておられるのであります。四十六年の先の問題については、これはおそろしくこの答申案ではあらためて考えるというところになっておる。四十四年ごろはだんだん様子もわかってまいりますから、そのときにもう一度皆さんの知恵をおかりして、あらためてまた対策をひとつ四十六年以降については考えていくべきじゃないか、こう考へておる次第であります。

○木原(津)委員 じゃこの点についての質問はこの程度にして次に移りますが、願わくはあなたが四十五年までひとつ責任ある大臣としておられることを希望します。そうでないと、またかわつた、またやり直し、今度はできぬのじゃというようなことじゃ、非常に問題が大きくなるのです。だから、あなたの在任中に、われわれはそういった構想を期待したいのだけれども、四十五年以降は、もう皆目見当がつかぬということになれば、これはもうしょうがないから、もう一つ先に行つて——原料炭の数字についてお伺いいたします。

この原料炭の鉄鋼の需要が四十二年度において千五百万トン、漸次これも漸増して、四十三年度千五百万トン、四十四年度千二百万トン、その次が千二百五十万トンと、需要が漸増しておるのではありませんか、私がここで特にこの数字について聞いておきたいのは、先般、外務省の経済局監修の「経済と外交」という本の中に、蒙州のフィナンシャル・レビューという雑誌があるそうですが、その雑誌が日本の原料炭の将来の見通しについて記

事を書いて、それがこの外務省の「経済と外交」という雑誌の中に載つておるのを私は読んだ。そうすると、このフィナンシャル・レビュー誌の日本の原料炭の見通しによれば、昭和四十四年度、いわゆる一九六九年に於ける日本の石炭——これは原料炭らしいが、原料炭の総需要量は三千三百万トンである、そのうち一千万トンは国産でまかなわれる、差し引き二千三百万トンが輸入されるという見通しを、蒙州のこのフィナンシャル・レビュー誌が立てておるわけなんです。これはおそろしくエネルギー関係の雑誌だろうと思うが、そのフィナンシャル・レビュー誌によれば、日本の国内炭の原料炭の需要は六十九年度では一千万トンというところに外国では見ているのですが、このあなたの方の長期需要見通しでは四十四年度が、鉄鋼用の原料炭千二百万トンということになっておる。これは外国の雑誌の記載を真実だと言ひわけじゃないが、外国ではこういつた経済専門誌が日本の原料炭の需要は一千万トンだということをいっておるのに、あなたのほうでは千二百万トンとこの見通しに書いておられる。ここに二百万トンばかり差がありますが、この点はどうなんでしょう。

○井上(亮)政府委員 ただいま蒙州の雑誌に出た点につきまして、国内の弱粘結炭は千百万トン程度ということが記事にあったということなんです。が、それはあるいは真実の数字でございます。なぜかといいますと、答申を出しますときに今後の需給関係をいろいろ、昨年の上半期でございすかに検討いたしましたわけでございす。その当時の国内の原料炭の供給見込みは遺憾ながら千百万トン程度じゃないか、鉄鋼につきましてはそのほかガス等がありますから、全体の出炭としては千四百万トン台というふうに考えておりますけれども、そのうち鉄鋼向けには千百万トン程度じゃないかという議論をしたことが、昨年の上半期にあるわけでございます。したがって、鉄鋼業界が蒙州に行つて、いろいろ国内の供給力というやうな話の中にあるいは千百万トンというやうな

話が出たかと思ひます。

○木原(津)委員 一千万トンです。

○井上(亮)政府委員 一千万トンというのは間違いないですね。来年でございすか。

○木原(津)委員 昭和四十四年度です。四十四年度の需要量が一千万トンとなっております。

○井上(亮)政府委員 それはラウンドでおそろく……。

○木原(津)委員 あなたの方のほうのものは千二百万トンとなつて、二百万トン、あなたのほうの見通しが多いから、どちらが正しいかということをお聞かせ願ひます。

○井上(亮)政府委員 これは少しこまかくなすけれども、昨年の上期における鉄鋼業界の原料炭に対する見込みは非常に悲観的であつたわけなんです。というのは、鉄鋼の景況が今日のやうな状況でなくて、鉄鋼の今後の伸びについて悲観的な時期であつたわけなんです。それが、鉄鋼業界は昨年の秋以来非常に好況になりました。強気になつてきたということですが、上期においてはきつめて悲観的な議論が多かつた。そのために需要の将来性についても低目に考へておる、かつはまた国内の需要につきましても、むしろガスが案外伸びるというふうに見ておつた。出炭量全体についてはさう変わりのないです。ところが、ガスは今度負担増対策からはずされておりますので、このガスの見通しが少し減つてきた。そうしますとガスに回すべきものを鉄鋼業界に振り向ける。たまたま鉄鋼業界は昨年の秋以来非常に好況でもあり、かつまた将来の見通しも明るいという見通しが出てまいりましたので、ガス業界に向けていた炭をこつちへ向けるというやうな計画が千二百万トン、四十四年度で鉄鋼には千二百万トンと私どもが申し出ておりますのは、そういう経緯がございす。ですから、その記事はいつの記事かということにも関連いたしますけれども、鉄鋼業界がおそろく向こうに行つて一千万トン程度とラウンドで話したのではないかというふうに考へます。しかし、今日鉄鋼業界と私どもが政策需要として話し合つ

五

五

五

い原料炭の山の新鉱開発でございますから、何とかやれるのではないかと、融資体制が十分であれば特に補助でなくてもやれるのではないかと、いうような見通しがありましたために、本年度から補助にはにわかにか切りかえられなかったというのが実情でございます。

○木原(津)委員 融資と補助では話がだいぶ違っています。

そこで、今年度は昨年度からのあれがあるからやらなかったと言われるが、それじゃ将来これを助成金に切りかえるような用意を持っておられるのですか。持つておるとすれば、いつからこれを助成金に切りかえるか。来年からやるか、再来年からやるか、あるいは四十五年以降の日程になるのか、その点の見通しはどうですか。これは急いでやらなければ、それだけ重要なことでしょう。

国内の需要がまかなえぬで外国はほくほくしているじゃないですか。豪州あたりでは、おれのところの石炭をたくさん買ってくれるのだという、レビュー誌で盛んに豪州の国内の石炭業者のしりをたたいておるといふような現状です。しかも輸入をしなくても国内炭で供給ができる見通しが立つというところになれば、それは石炭の五千万トン体制とか何とかにかかわらず、もつとこれは、五千万トン体制が五千万トン、あるいは五千万五百万トンにいかなくても、五千二、三百万トンのところまではすぐい可能性が出てくるわけなんです。そういう見通しを持っておりながら、去年からやつたので一応こしも融資でやるというような考え方でなくて、こうしなければならぬというところだったら、政策転換は幾らやってもいいじゃありませんか。助成金の中にこれは当然含めて、石炭産業の危機を打開する一助としても早急にやらなければならぬ。ことはやれなかった、じゃいつやるか、これが私は聞きたいのですが、何かその点についての目途がありますか。

○井上(亮)政府委員 私先生の御意見に基本的に反対するものでもありません。私は石炭産業を育成する立場にございます。したがって

まして基本的に反対するわけではございませんが、ただ行政当局といたしまして、どうしても補助制度に切りかえないと長期に金を渡す、いわば大起業といえますか、大きな仕事でございますので、その間相当コストも全体として割り高になります。炭は出ないで金だけかかりますから、企業として、融資体制ではいわずに国策ともいえる原料炭の開発をやりたいというふうな実情があれば、私は補助に切りかえなければいけません。その辺の検討をいたしておりますので、直ちに来年からということもまだいままの席では申し上げられませんが、どうして補助がないとできないというふうな実情であれば、やはり原料炭の開発も国策でございますから、鉄鋼業界としても将来の長期安定供給に寄与する性質のものでありますので、私は石炭行政をやっております、原料炭の輸入というのを極端に警戒しております。一人でございます。一ぺん輸入しますとあと打ち切れないわけでありまして、いかにあとで出炭が好調になっても輸入を切ることではできません。国際信義の關係から向こうの山がつぶれるという問題もありまして、したがって、一たび輸入を認めますと簡単に打ち切れないという性質でございますから、輸入については極端に警戒をしております。鉄鋼業界と私どもの長年の申し合わせは、国内炭を優先使用するという原則を鉄鋼業界にも御確認いただいております。国内炭さえ出ればそれを優先的に使ってくる、こういう約束になつておりますので、何とか国内炭の確保をはかりたいというふうに考えております。しかし企業がそれでやれるという場合には従来の制度を要するという積極的な理由がない。やれないというところになれば私も先生のおっしゃるようにならざるを得ない、こういうふうに考えております。

○多賀谷委員 ちよつと速記をとめて。

(速記中止)

○多賀谷委員長 速記を始めて。

○木原(津)委員 原料炭の新鉱開発ということが

当面の急務だ。そうしなければ豪州から輸入をしなければならぬ。もう一ぺん輸入をしたらあと打ち切ることができない。これは当然なことなんです。国際信義その他の問題があるから實際上できないのです。そういうふうなときに、先ほど事務当局からお話があったように、出炭を増加させるために有明、大夕張その他の有望な新鉱開発を急がなければならぬ。今度の予算の五十億の中に開発補助金が入つてないのです。それをどうするかと言つたら、二十年の長期延べ払いで開銀の融資でまかなつてもらうという御返答があつたわけだ。しかし融資と補助金とは、それはそれで話になりません。特に現在の石炭危機で、経営の状態で一千億以上の債務の肩がわりをしなければならぬというふうな状態の中で、それが融資でやれないときにまた考えるというふうなことは、ちよつと客弁として、あちそうですかと言つて私引つ込むわけにはいかない。そこで、こつと切りかえることはもうどうしてもできない、予算が通つてしまつてからできないということになれば、この原料炭の問題は重大な問題だから来年からでも、いま委員長からも紹介があつたように、一般炭に対してさえそれをやつておられるのだから、原料炭でやらぬなんというのはおかしいです。だから来年度からでも助成金の予算のワックをとつてそれをやるということを大臣どう考えておられるか、その点だけ答弁したら行かれていいですよ。そのかわり、いかぬということになればまだ帰さぬ。

○菅野国務大臣 本年度は、いま局長から申し上げたようなことで、原料炭のことについては助成金を出さぬという計画であります。お話しのとおり国内炭の原料炭というものは一トンでも多く出したという考えをしております。したがって、融資だけで間に合ふぬということになれば、これは当然助成金を出すべきだと思ひますので、来年度はひとつ来年度の予算のときにその点を十分考慮してやつていきたい、こう考えております。

○木原(津)委員 それではもう一ぺん念を押して

お聞きしますが、来年からでもいよいよ必要だということになれば、来年度の予算の中でもこれを考慮する用意があるというふうな大臣の言明があつたと承知していいですね。

○菅野国務大臣 けつこうです。

○木原(津)委員 そうすると、また需要の見通し

なんです、この四十四年度の需要見通しについては、私が言つたレビュー誌の一千五百万トンというふうなものでなくて、千二百万トンの確保は易々たるものがある、あなたのほうで確信があるというふうな聞いておきます。それでいいですか。

○井上(亮)政府委員 需要としては十分にござい

ます。もつとでございます。ただし供給力のほうに若干不安がある。したがつてその供給力の不安をなくすために、いろいろたたい助成策その他を講じております。そうして千二百万トン程度は何とか供給できるようにしたい、こういうふう

に考えております。

○木原(津)委員 そういたしますと、一般炭の場合とは別に、この原料炭の鉄鋼に關する限り、四十五年度において千二百五十万トン、そうすると鉄鋼の事情からいたしまして、現在鉄鋼の生産は上向きになつておる。生産そのものの需要が非常に大きいという点からして、四十六年度以降の需要見通しというものは、原料炭に關する限り大きな見通しが立てられるのじゃないか。大きな見通しがあるから、原料炭に關する限り四十五年の、現在の出炭見通し以上の見通しで長期間の見通しがきくものと思ひますが、その点についてあなたのほうの見通しはいかがですか。

○井上(亮)政府委員 お説のとおりでございますが、非常に残念なことで、国内の原料炭の供給力にいまのところ限界がございます。今日私が非常に心配しておりますのは、先ほど言ひましたような新鉱開発については着工が進んでおりますが、しかし既存のビルド山の原料炭の出炭が最近とみに伸び悩んでおります。ことしの上期に

輸入の自由化をいたしておりませんが、政府の許可を必要とする割り当て制といいますが、そういうように自由化しておりません。これは通商局が、窓口に於て輸入の許可を与えますけれども、石炭局が一応関与しております。石炭局の了承なしには輸入できないというような制度的な仕組みにもなっておりますので、そういう意味では輸入課それから国内炭の供給確保についての体制は一応できたというふうに考えておりますが、ただ電力についても鉄についてもこれを法律ではやっております。鉄は輸入の制限は法律でございます。というのが現状でありまして、まだ私自身が考えましている点も全然ないとは申しませんが、政策需要を確保するということの意味の基本的なワケづくりは一応できたというふうに考えております。

○木原(建)委員 そうなるとEEECのところまでいかどうかわからぬが、日本においても共同体をつくることができるというには、ほんとうに一步前進だろうと思う。そういうふうにならなければ抜本的な石炭対策にはならぬと私は思うのです。それをひとつあなたの方のお力で、あなた方が首領とられて、炭鉄あるいは炭電の共同体を組織されるということになれば、石炭鉱業の整備計画についてのこの法案の内容もまた変わってきで、ほんとうにこれならばできるだろうという安心がわれわれにもできるのですが、遺憾ながら現在出ている石炭鉱業再建整備臨時措置法では、ま

だ抜本的な対策には背中のはうを洋服の上からかいておるような感じがするのであります。ただいまこれを出したことを悪いとは言わないが、もつとこれを強力に具体化する意味において共同化の法律を出されるようにあなた方十分な考慮をして、そして考慮だけでなく、早急に実践に踏み込んでいただきたい。これが日本の石炭産業を安定させ繁栄させる道であると思うのでありますから、特にあなたにその希望を申し上げます。質問を終わりたいと思います。

長い間、失礼いたしました。

○多賀谷委員長 午後は零時五十分から再開することとし、暫時休憩いたします。
午後零時十七分休憩

午後一時三十分開議

○多賀谷委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

石炭鉱業再建整備臨時措置法案について質疑を続行いたします。田畑金光君。

○田畑委員 石炭鉱業再建整備臨時措置法の内容についてしばらく質問したいと思いますが、この法律によれば、再建整備計画を通過大臣に提出し、その認定を求めることができる石炭企業は、同法第二条により「再建整備計画を通過大臣に提出し、その認定を受けることができる石炭企業」となっております。この通過産業省令というものは、この法律が通つたあとのどれくらいいすればできるのか。また内容などについては、おおよそ固まっておりますと考えておりますので、この際石炭局長からひとつそういう面について御説明を願いたいと思ひます。

○井上(元)政府委員 石炭鉱業再建整備臨時措置法の第二条の問題でございますが、第二条は「石炭鉱業を営む会社」でありまして、その肩がわりを受けて前提条件といたしまして、まずその対象企業たり得る基準は何かという点でございますが、それはまず財務の状況からひとつ検討いたしたい。第二は採掘可能鉱量がどの程度あるかという点。第三は、この二つの条件に照らしてまず石炭鉱業を選びたいというふうに考えております。

財務の状況と申しますのは、一応私どもも考えておりますのは、何といひましても、国がこれだけの助成措置をいたすわけでございますので、当該企業について実質累積損失があるということに条件にいたしたい。実質累積損失と申しますのは、公表損益の問題ではございません。公表損益でとりましますと、いろいろ粉飾決算というような問題もありますので、そういうことではなくて、た

とえば税法上繰り入れるべきものは繰り入れた形をとりまして、そういった実質的なものに引き直して損失があるということにいたしたい。つまり見せかけというふうなことはなくて、実質の点で問題にするような、そういった基準をつくりたいというふうに考えております。

それからなぜそれでは実質累積損失があるかというところをいふか、利益のあるものは対象にしないのかという御質問もあろうかと思ひます。やはりこれだけの措置をいたしますのには、石炭鉱業が過去数年にわたつて急激かつ大規模な閉山、合理化をやつてまいりました。しかも、その間千二百円引きというふうな措置もやつてまいりました。うなわけでございます。こういつた過程で大きな損失をかかえ、それがまた異常債務になり、それが重荷になつて今日立ち行かない現状になっております。それを救済する手段でございますので、従来そういった閉山とかいうようなこともなしにやつてきた企業とか、あるいは累積損失も何もないというところまで国がめんどうを見るのははたしてどうか。国が今回の措置をやりますのは、何といひましても、五千万トン体制維持のために、ほうつておけば崩壊する石炭企業、石炭産業を守り、資源を確保するという見地からやるわけでございますので、そういった基準をとり

たい。

それから第二は、ただいま申しましたようにエネルギー資源の確保、将来のエネルギー源としての石炭の安定供給に寄与するための助成策でございますから、一、二年先には閉山してしまふのだ、炭量もないのだというところからこの措置をやるのは、この助成策の趣旨からいって適當でない。むしろ、二、三年先には閉山するのだというふうな企業については、安定補給金とか別の制度でめんどうを見るべきだというふうに考えております。

この採掘可能鉱量につきましては、少なくとも十年以上の、ほんとうをいへば、この法律の体系からいへば、十二年の元利均等償還というこ

すから、十二年以上の炭量が必要になるうと思ひますが、しかし、少なくとも十年程度の採掘可能鉱量があることをこの基準といたしたいというふうに考えております。

○田畑委員 この法律をすなおに読みますと、省令でできないと、再建整備計画を出して通過大臣の認定を受ける手続もとれない、こういうことになっております。したがつて、いまお話のようなものが省令の内容だと思ふのですけれども、それは固まつておるわけですか。それとも法律が通ればすぐ省令を書き上げられるところまで作業が進んでおるのかどうか。

○井上(元)政府委員 この法律案が通りまして、直ちに政省令を出したいというふうに考えております。ただいまそういうふうな準備をいたしておりまして、もうほとんど詰まつておりまして、基本的な問題点も少ないわけでございますが、なおまだ政令の法文化まではいたしておりませんけれども、先ほど言いましたような実質的な内容につきましては、先ほど私が答弁しましたような方向でほとんど詰めております。

○田畑委員 答申の中身を見ますと、中小炭鉱については若干の条件の緩和をはかる、こう言つておられます。いまのお話のように、かりに可採炭量十年あるは十二年というの、現在大手筋炭鉱を対象にして考えた場合はそういうことだと思ひますが、中小炭鉱についてはその条件も若干緩和することを考えるべきだと答申が言つておるわけですが、この点については、いわゆる省令の基準の中ではどういふ構想を持っておられるわけですか。

○井上(元)政府委員 ただいまのところ、その辺が最後に残された検討問題というふうに考えております。ほかの点は基本的な考え方は全部きめておりますが、そういった点をもう少しこの法案が上がるまでの過程に検討をいたしたいというふうに考えております。しかし、私個人の今日の気持ちと言ひますと、やはりこの採掘可能鉱量につきましては、石炭の今後採掘すべき鉱量が年間

生産数量十倍以上であることということで、一応はつきりいたしたい。といひますのは、いろいろ関係方面とも検討いたしました。なるほど答申には先生のおっしゃつたような若干緩和を考慮してやつたらどうかというふうな意見がありますけれども、やはり政省令でこれを明確にいたしますと、適当な表現ができない。つまり十年以上あること、十倍以上あること、というふうにいひました場合に、中小炭鉱にあつては七倍でいい、あるいは七年でいいということはこの法律の体系からしても矛盾があるのじやないかということにもなります。事務的にはなかなかそういう矛盾をおかしてまで政省令をつくりたいというふうに思ひますので、やはり私は、そこは十年以上ということを書きたい。

では答申の精神はどう生かすかということになるわけでございますが、この点につきましては、この法律案にもありますように、再建整備計画をつくりましますときには、石炭鉱業審議会の意見を聞いて政府が認定をするということになっております。その意味では、いろいろ第二條でも、今後の長期計画、生産とか販売とか、財務の計画とか、その他今後のものもろの再建整備計画の内容が法律的にも要請されておりますが、こういった内容だけこの恩典措置が法律の趣旨に矛盾しない範囲で均てんできるようにという配慮をいたしたい。むしろ炭量だけを七年でもいいとか何とかということを言わないで、全体として、何とか、中小炭鉱でも、この法の趣旨に照らして該当するものはできるだけ生かすような運用配慮をいたしたい、こういうふうに考えております。

○田畑委員 いわゆる中小炭鉱という場合の、その基準というものはどのように考えておられるのですか。

○井上(元)政府委員 ただいまの御質問は、中小炭鉱の定義の意味だと思ひますが、一応私どもも中小炭鉱の定義といたしましては、これは確定的な、何といひますか、ものさしは今日まで必ずし

も明確ではなかったわけですが、一応いままでも法令面に出ておりました中小炭鉱の定義として、例の加算離職金を中小炭鉱について考慮するというのを考えましたときには、中小炭鉱とは年間五十万トン以下の生産をしているものという定義づけが一つございます。これが一つのよりどころになるかと思ひます。しかし、これだけかといわれますと、たとえば安定補給金あたりについては、もう少し幅広く考えたいという配慮もいたしております。

○田畑委員 これは要望ということになります。が、石炭局長の答弁の中にもありましたように、答申の趣旨を尊重してやるといふことになれば、あくまでもやはり答申の趣旨というものをよく吟味されて、ひとつこの法律の適用にあたっては、できるだけ、大手も中小もこの政策措置によってやっていくような体制をつくるように援助願うことがこの法律の要請するものだ、こう思うのです。ことに石炭鉱業審議会にはかつて認定を受ける場合、前提として、その意見を聞かねばならぬということになっておりますから、やはり石炭鉱業審議会という、あるいは機関の認定を受けるためには、その前提として石炭局、あるいは通産省自体がやはりこの法の解釈と運用、この政策のねらいというものを十分頭に入れて善処してもらわねば、せっかくつばな制度や政策や予算ができて、その目的から逸脱するという危険がないでもない、こういう感じを持つわけですが。

そこで、それに関連して、第二条の第一項の二号、「鉱区の調整、石炭坑の近代化その他の生産の合理化のための措置」、これを認定、再建整備計画の中にあわせて乗せるということになっておりますが、たとえばその中で、鉱区の調整などということは、言うはやすくしてなかなか困難な問題です。答申の中にも、従来必ずしも十分に行なわれていたとはいえないので、今回の画期的施策の実施に際しては、これを極力推進するといふことを言っておるわけですが、そういうことを考えたならば、この鉱区の調整というのが再建整備

計画の中の一つの重要な生産体制確立の要件になっておるわけですが、これは、将来こういう鉱区の調整をやつてほしいという期待と申しますか、そういう一つの希望的な計画というものが出てくるというにすぎないと思ふのですが、この点についてやはり通産省としても、石炭局といたしまして、こういう問題については積極的にこれの調整に当たるといふことを前提としてこういうものが出てきておるのだ、こう見るわけですが、この点はどのような取り組み方で行くのか明らかにしてもらいたいと思ひます。

○井上(亮)政府委員 大体先生のお考えのようなことで考えているわけですが、たとえば鉱区の調整、この問題も、個々の企業それぞれが自分の会社について再建整備計画を立てますときに、こういった計画も持つてもらうという趣旨でございますが、御承知のように鉱区の調整は相手方があることですから、当該会社が隣に鉱区をもちたいと思ひますし、隣の会社がえんじなければ鉱区調整は不調に終わるわけでございますので、したがひまして、これをどう扱うのかということだと思ひますが、私も通産大臣が再建整備計画を認定する事前行為として審議会の意見を聞くわけでございますが、その段階においては、まず審議会でも鉱区調整についての仲介の労を十分とするような立場でこれを検討いたしまして、そして話をつけるべきだ、無理なくいけるはずだ、いまず話がつかないまでも、それはそうするものが妥当だといふような見解に立てば、それをそのものとして一応確認をして、あと鉱区調整部会等が間に立つて仲介の労をとつて話し合ひをまとめ上げるといふような、いわば指導的なことも考慮しつつ計画に乗せていきたい。しかし、再建整備計画をつくり出すときに同時に決定するケースもあろうと思ひます。通産大臣が認定するときに同時に決定することもありましようし、同時に対価の問題、価格の問題もありましようし、譲渡価格をどうするといふような話がつかないまでも、方針とし

て確認する場合もありましようし、ケースとしていろいろあらうと思ひます。いずれにしても、この鉱区の調整については、この再建計画をつくり出すときに十分織り込んだ形で検討したいといふふうに考えております。

○田畑委員 いまの石炭局長の答弁のような態度で取り組んでもらわなければ、これはなかなか困難な問題だ、こう思ひます。そのことを希望しておきます。

同時に、この第三条の第一項ですか、「再建整備計画が次の各号に該当し、かつ、その実施が当該会社の経理的基礎及び技術的能力並びに当該会社に対する金融機関の協力の見通しに照して確実であると認めるときは、当該再建整備計画が適当である旨の認定をする」この中で、金融機関の協力の見通しが確実であるかどうかということも、今日の石炭企業を見れば、これは大手といわず、中小といわず、全部金融難であり、金融の風通しが悪いといふことは石炭局長御存じのとおりだと思ひます。金融機関の協力の見通しが確実であるかどうかということも、いまの石炭企業自体ではなかなかこれはむずかしいと思ひます。やはりこれも、残念だが、通産省当局の仲介なり協力が必要だ、こういうようなことは条件として生まれてこないと思ひますが、この辺はどのように考えておられますか。

○井上(亮)政府委員 この点も、御指摘がございましたとおり、そういう問題点があると思ひます。しかし、その半面、私も、この第三条にこのことばを入れることによりまして、逆に今後金融機関に対して協力要請を一緒にいたしたい。

つまり、先生と逆な言い方でございますけれども、この十年間に千億の、いわば異常債務についての肩がわりを政府はやるわけでございますから、金融機関に対しては、ある意味では相当な恩典でございます。しかし、それは、石炭鉱業救済のためにはありますが、これだけの措置をするにについては、金融機関についても、やはり今後石炭鉱業を見捨てることなく、強力な姿勢を要求した

いといふようなこともこの条文の背後にあるわけでございます。ただ表向き、先生がおっしゃったように、なかなか金融機関は協力しないという問題はあります。ありますが、しかし、その半面、協力しないといふことであれば、その当該企業は続かないわけでございますから、倒産というおそれもあるわけでございます。そういうことになれば、金融機関はこの肩がわりの恩典を受けられないうといふような不利な点もあつた、私も、これは、これによって、むしろ今後の石炭に対する金融協力を強く条件づけ、要請したいという趣旨でこの表現をつくつてゐるわけでございます。しかし、金融機関の石炭についての不信の念もなかなかありますから、そういった点についてはもちろん、先生がおっしゃいましたように、私も間に立ちまして、金融機関に対して十分指導、協力の要請をしたいといふふうに考えております。

○田畑委員 次に伺ひたいのは第四条です。肩がわりの対象となる借り入れ金、この第四条によれば、「昭和四十一年三月三十一日以前において借入れ、昭和四十一年四月一日現在において借入残高のある借入金」ということになっておりますが、これに該当する借り入れ残高というのは、大手や中小を別々に見た場合にそれぞれどのくらいあるのか。さらに、政府関係金融機関あるいは市中銀行からの借り入れ別に見た場合に、借り入れ残高はどうなつておるのか、これを御説明いたしませんか。

○井上(亮)政府委員 借り入れ残高の問題でございますが、今日、いま、私の手元にあります資料では、実はこれは四十一年三月末の資料があるわけですが、四十一年九月末現在で二千百一十一億、これが大手十八社の残高でございます。この内訳といたしましては、合理化事業団、開発銀行その他の政府関係としまして千二百四十四億、それから市中銀行だけで八百六十六億でございます。それから、それから、中小炭鉱につきましては、現在中小炭鉱が肩がわりを要請している企業があるわ

けでございしますが、これが十五、六社現在にござい
ますが、これについて、四十二年三月末で調べて
みますと、銀行借り入れ残高は、中小計で八十二
億でございます。

○田畑委員 大手は、二千百十一億というのは四
十二年三月末ですか。

○井上(亮)政府委員 四十一年九月末です。

○田畑委員 いわゆる一千億の肩がわりという場
合、その肩がわりの対象になる借り入れ残高です
が、それは、いまお話しの中の大手は昨年の九月
末現在二千百十一億の借り入れ残高がある。中小は
四十二年三月末で八十二億、これは全部肩がわり
の対象になり得る金だと思ひますが、そうします
と、いわゆる一千億の肩がわりというような場
合、大手の二千百十一億の中で政府機関から千二
百二十二億、市中金融機関から八百六十六億と
なっておりますが、どういふ比率になるわけです
か。

○井上(亮)政府委員 結局この法律によります配
分といたしましては、実際の肩がわり額の算定に
際しましては、ただいま申しましたように、ただ
いま四十二年九月末の数字で申しましたが、四十
二年三月末現在の残高につきまして、これは大
手、中小その考え方はみな同じであります。こ
の残高をもとにいたしまして、これは御承知のよ
うに中小も合わせれば二千二百何十億と二千三百
億近い残高になると思ひます。残高そのものの総
計は、そのうち千億相当を肩がわりする。これは大
手、中小込みまして千億相当を肩がわりするとい
うことですから、その割合をどうとるかというの
は一つの問題点でございまして、今日私どもの考
え方といたしましては、ただいま申しました全体
として千二百数十億、この四十二年三月末現在の
残高に對しまして、それぞれ各企業別に千億の案
分をするわけにございまして、各企業ごとの残
高比例という考え方が一つあるわけにございま
す。残高比例ということになりますと、必ずしも
正確に当該企業の困窮度の公正さが期しがたい。
困窮度という点からいけば累積赤字の多いほうが

困窮度が高いわけですね。だからといって、その困
窮度は、借り入れ残高の増大という面にもあらわ
れておりますし、それから、借り入れ残高自体に
ついては、いままでの異常な借り入れ、異常な債
務の姿も表明いたします。たとえば閉山、合理化
をやつてきましたその過程において、銀行からの
借入金でいろいろまかなつてきたというものも入
るわけにございまして、残高を中心にして、こ
の異常債務の額も一部加味いたしまして、そう
いった一つの算式をつくりまして、各社別に展開
する。つまり全体の二千二百数十億を残高比例で
やれば、それは一本の比例で千億に落とせるわけ
ですが、単に残高比例だけではないに、この法第二
条の、残存します実質累積赤字という要素も一
部加えて、案分比例をして各社の肩がわり額を
きめていく、こういうふうな考へております。

○田畑委員 なかなかどうもややくしくたいへ
んわかりにくいんですが、二千二、三百億のこ
にかく借り入れ残高がありまして、大手、中小総計
しますと、各社別の比例配分ということでは、第一
がその千億肩がわりの比率だとすれば、大手も
中小もすべての炭鉱が借り入れ残高を持つておる
限りにおいては、比例配分である程度の肩がわり
は受け得るんだ、こういうことですね。そうする
と、さらにそれに加味するの、いわゆる累積赤
字のウェイトによつて、また第二の配分をそれぞ
れの各社ごとにつける、こういうことになるわけ
ですね。

○井上(亮)政府委員 少し体系的に入口の点から
申し上げますと、入口というのは第二一条というこ
とでございまして、第二一条は入口といひますか、
石炭鉱業がこの肩がわりを受けるための条件とい
ひます。受け得る資格要件としては、累積赤字
が何にもない企業は対象にいたしません、こうい
うことを申し上げておるわけにございまして。ただ累積
実質赤字でございまして、公表用ではございま
せん。粉飾ではありせん。先ほど言いましたよ
うに、引き当て金を引き当てないなどという場合
に、それを引き当てるとすればどの程度赤字があ

るはずであるというふうな、実質の計算をいたし
まして、つまりできるだけ多くの石炭企業にこの
恩典をあずからせたいという配慮からやつておる
ことである。それが入口。

それから実際の肩がわりにつきましては、この
法律の四条にありまして、金融機関の残高が
全体として中小まで入れまして二千二百数十億あ
る。この二千二百数十億には単なる運転資金も
入つておりますので、そのうちの千億相当、こ
れを肩がわりする。つまり三井鉱山がたとえ何
百億か残高がある、三菱も何百億か残高があ
る、各社別にみないろいろな残高がありまして、そ
れを中小までトータルしたのが二千何百億です。こ
れを千億に落とさないといふ——その落とし方
としては、残高の額による案分比例で千億に落と
すという計算方式が一応一般的にあるわけにござ
います。ところがこの方式だけでやりますと、企
業の困窮度が入れない、つまり今後当該苦しい企
業について再建整備をやつていくわけですから、
困窮度もやはり加味する必要があるのではないか
というところで、残高による案分比例というのを基
本には置きますけれども、同時にそれプラスウ
ェイトとして、入口の累積赤字の額、これを加味
いたします。これでございまして。

○田畑委員 局長、これわかつたようでもまだ正確
に私は理解しておるのかどうか私みずから疑わし
く思つておるので、そこでやはりひとつ出せるな
ら、いま言つたようなことを資料として、これ
についての配分はこう考へるのだということをは
つこの委員会に資料として出してくれませんか。

○井上(亮)政府委員 これはどうも各会社別の累
積実質赤字のとり方等についてもいろいろ意見が
ございまして、各会社別の相当部部に類する
内容も入つておりますし、この点は実施の責任を
負つております私どもにおまかせいたしたくとし
て、ただ、算式についての考へ方、これが妥当で
あるかどうかということについては、私は十分御
意見を承つてけつこうだ、またそうしなければ

らぬというふうな考へておりますが、しかしこの
会社別というのは……。(田畑委員)そんなことで
はない(と呼ぶ)ですから、算式の考へ方について
でしたら、これはいつでも書きもので差し上げて
もけつこうです。それはいま私が申し上げたと
おりでございまして。

○田畑委員 いや、私の言つておるのは、各社別
の経理の実態をこゝで資料要求すること自体がこ
れは行き過ぎだと思ひ、また当を得ていないと
思ふ。そうではなくして、先ほど局長のお答に
なつた配分の算出の方式についての一般論をひと
つここに資料として出していただきたい、このこ
とを言つておるわけですね。

そうしますと、累積赤字のない会社は適用しな
いというわけですか。これは大体何社くらい累積
赤字のない会社があるのか。それからもう一つ、
いわゆる累積赤字のないというところは、たとえ
ば、法人ですけれどもいろいろ内部留保がありま
す、法定準備金であるとかいろいろな名目の積み
立て金があります。そういうような積み立金なん
かも全部取りくずして、なおかつ赤字が出なけれ
ば今回のこの適用は受けられないという趣旨なの
かどうか、このあたりをもう少し説明いたした
いと思ひます。

○井上(亮)政府委員 累積赤字の問題ですが、累
積赤字の問題につきましては、まず私どもとし
ましては公表損益、これがありますが、この公表損
益を、先ほど来言ひましたように、粉飾を排除す
る意味で——粉飾というのは無理してよく見せて
いるということですが、これが一般でございま
すが、これをそうではなくて、実質であらわさせな
ければいかぬという意味で、まず第一点は、減価
償却等については、償却不足がありまして、ときに
は、償却不足を正常にやるとすればどの程度なお
赤字の要因がプラスされるかという点、あ
るいは未払い等のいろいろな問題がありまして、
ときに、たとえば閉山やなんかをやつています山
についての償却不足等もございまして、単に設
備だけの償却不足じゃない。そういうものもやは

り考慮するとか、あるいは退職給与の引き当て等について、金繰りが苦しいために十分な引き当てをしていないという事情にあります場合に、その引き当てを考慮する、こういう実質的なことにしたいというふうに考えております。

それからなお、配分に際しましては、先ほど言った残高と累積赤字とを足して、そしてウェーとをとるという考え方が妥当ではないかという考え方でいえるわけでございます。

積み立て金の問題については、非常に大きな積み立て金があるときには累積赤字の中に配慮せざるを得ない、そういうふうに考えております。

○田畑委員 要するに、各種の積み立て金なども全部食いついて、なおかつ先ほど局長が答弁なされたような引き当て金を引き立てた前提に立つて損益を算出してみると、そこに赤字が出てきた、そういう意味ですね。

○井上(憲)政府委員 いずれにしても引き当ては、当然引き当てるべきものは引き当てるけれども、しかし非常に大きな内部留保等が別にあればこれは考慮するというのを申し上げたわけでは、税法上当然積み立てるべきものの積み立ては、これは当然のこととして累積赤字から差し引くというようにしたいといたしません。税法上当然積み立てるべきものは、それが幾ら実質上の資産であろうと、これを差し引くものではないといたしません。そうじゃなくて、それ以外の何か別途積み立てという式の、何か資産を隠匿しておるようなものでもあれば、税法上の引き当て以外という場合は考慮するというのを申し上げたので、税法上当然積み立てるべきものは何も関係ないということでございます。

○田畑委員 答申によれば一年未満の短期借入金及び石炭鉱業合理化事業団からの借り入れた近代化資金は除くということになっておりまして、本法の中にも答申をそのまま取り入れておるわけですね。ところが借り入れの残高で肩がわり措置の第一の基準を考えるとすれば、短期資金であるからといってこれを除くということはどうも

筋が通らぬような感じがするのですが、借り入れ残高によって千億の肩がわり措置をまず第一に考えるのでしょうか。そういうことになれば、短期の借り入れ資金だからこれは除くというようにすることはどうもおかしいのじゃないかと私は思うのです。やはり困っておるから借りているのであって、なるほど短期の資金というのは運転資金だ。合理化事業団の資金は近代化資金だ、あるいは無利子の金だ。近代化資金を借りる前提が、この企業をやっているのだという前提で借りているのだから、それは当然返済能力がある、返済すべきではないかという考え方でどういうものはないか。こうなつたのかどうか知りませんが、借入れという趣旨からいふならば、この二つを除いたというのでも私は解せないわけなんです、どうなんですか。

○井上(憲)政府委員 短期資金につきましては、これは一年以内に返すという、いわば運転資金でございまして、運転資金を不正に、異常な債務だというふうなことを、どうも私どもの立場からは異常性というに言い切るわけにはまいらぬのじゃないか。すぐ半年あとには返す、一年以内に返すという約束の運転資金でございまして、運転資金を借りますときには、当然、石炭その他の裏づけがあつての短期の運転資金ですから、これを異常性があるというふうに見るのはちよつと行き過ぎではあるまいかというふうな意味で、短期運転資金はもうどの企業にもある運転資金でございまして、これを肩がわりの対象にするというのは行き過ぎではないかという解釈であります。

○田畑委員 私がそのような疑問を持つのは、どの山も、短期の運転資金とか、あるいは近代化資金とか、これは一年以内に返すとか、半年後には返しますといつて借りてきた金だんだん重なり、積み重ねられて、四十二年三月末にはそれが二千二百数十億にのぼつておる。こうなつておるのじゃないかと思うのです。三月末の二千二百数十億の金と申しますのは、そうしますと、全

部異常借入れ資金という性格のものが積み重ねられてその額になつておるのかどうか、それはどうなんですか。

○井上(憲)政府委員 先ほど言いました二千二百数十億の中には、もちろん短期も入つております。したがって、私ども、そのうち千億相当というところで考えておりますので、その案分をするときに、先ほど言ったような案分比例でやつておる。そういう意味では、短期も一応入つておるということでございます。

○田畑委員 異常借入れという場合の、異常が何かということですね。答申全般を見て、要するに閉山する、合理化する場合の整備資金あるいは閉山のための借入れ資金、こういうものでしょう。それからまた別の面では、累積赤字に相当する額云々ということになつておるんですね。そういう累積赤字の額と、それからもう一つは閉山合理化に伴ういわゆる整備資金、こういうものがいわば異常な借入れ資金というように理解してよろしいのかどうか。

○井上(憲)政府委員 私どもは答申をつくりましてときにはいろいろ討論をいたしまして、いずれにしても、結論的には借入れ残高をもとにして肩がわりの金額を出す以外にないというのが答申の結論でございました。ところが、実際問題として今度はその借入れ残高——この法律によつて異常債務の肩がわりがわりますというところをよよく使われまされども、この法律はまず累積赤字という問題を第二条で出しているわけですね。つまり累積赤字の問題は、答申でも一部触れて、累積赤字と異常債務というふうな表現になつておりますけれども、まず入り口において累積赤字、それから卒業しますとき、これはあとに条文に出ておられます肩がわりを終えるときですね、これも累積赤字がなくなつたときというふうになつておりまして、その手段として要するにどういう肩がわりの方法をやるかというときに、借入れ残高のうち千億相当を肩がわりする、こういう方法論をとつたわけですね。したがって考え方として

は、答申のあの考え方では、二千二百億ないし二千三百億の借入れ残高すべてが異常債務とは思つてないわけですね。そのうち千億相当が異常債務と認定して正しいであらう。その理由は、これはいままでもいふ諸先生と御議論したことでありまして、各社のいままでも費やしました閉山合理化費用だけでも千四百億くらいになつておる、そのうち退職金だけでも千億以上で千億にのぼるというふうなことであります。それから今度は別のサイドから見ても、累積赤字というふうな見地から見ても千億にのぼるというふうな意味で、それらをすべてやはり軌を一にして千億程度は累積赤字の総額であり、かつ異常債務もその程度と認定してしかるべきであらうというふうなことから、千億を出したわけでありまして、肩がわりの千億というのをそういうことから出したわけでありまして、千億というのがきまりますと、それを肩がわりいたしますときに、先ほど来言つておりますように、二千二百億のうち千億相当を肩がわりする、こういう手段をとつたわけでございます。

○田畑委員 まだ質問はたくさんありますけれども、本会議の予鈴が鳴りましたから、いまの質問は先ほど要求しました石炭局長から資料などをいただいたいて、もう少し頭を整理してから、また質問したいと思ひます。

それからもう一つこの際開いておきたいことは、肩がわりするにあつて政府関係金融機関は十二年で償還する、それから市中銀行は十年で償還する。それから金利については、市中銀行は年五分、それ以上のものは切り捨て、政府関係金融機関は六分五厘、これは大体全部利息も保証するということですね。これは条件が非常に違つておるわけですね。

そこで私ここで通産大臣にお尋ねしたいと思ひますが、先ほどの石炭局長の答弁にもありましたように、市中銀行などに対しては元本を保証してあげる、金利も五分までは保証してあげる、だから今後ともひとつ石炭産業や企業には金を貸して

は、答申のあの考え方では、二千二百億ないし二千三百億の借入れ残高すべてが異常債務とは思つてないわけですね。そのうち千億相当が異常債務と認定して正しいであらう。その理由は、これはいままでもいふ諸先生と御議論したことでありまして、各社のいままでも費やしました閉山合理化費用だけでも千四百億くらいになつておる、そのうち退職金だけでも千億以上で千億にのぼるというふうなことであります。それから今度は別のサイドから見ても、累積赤字というふうな見地から見ても千億にのぼるというふうな意味で、それらをすべてやはり軌を一にして千億程度は累積赤字の総額であり、かつ異常債務もその程度と認定してしかるべきであらうというふうなことから、千億を出したわけでありまして、肩がわりの千億というのをそういうことから出したわけでありまして、千億というのがきまりますと、それを肩がわりいたしますときに、先ほど来言つておりますように、二千二百億のうち千億相当を肩がわりする、こういう手段をとつたわけでございます。

くれるというのがこの法律のみそだと思えますね。ただその場合私たちが、それで協力しにくるかなという疑問を持つのは、大體政策的な金融措置を講ずるのだから、むしろ政府関係金融機関に対して年五分の利息を保証する、市中金融機関には六分五厘程度見てあげますよということにならなければ、市中銀行というのは今後とも継続して石炭産業に金を貸すなどということはなかなか期待できないのじゃないかということ、それからもう一つは、何といつても政府関係金融機関の原資というものが政府出資であり、財投というコストの安い金ですね。ところが一般市中銀行の資金というのは御承知のように大衆の預金によつて資金を集めてくる、それが主である。したがつて元来これは資金コストが高いということ、資金コストが高から市中銀行の貸し出し金利は平均九分から一割、こうなつておる。こういうことを考えたときに、ここで五分で利息を打ち切つてあととまではつけてくれるよということになつてきますと、私は市中金融機関などではコスト割れするところが出てきしめぬかという感じを持つわけです。そういうことを考えてみたときに、このような市中銀行に対して、政府がこれだけの措置をやつたら、今後それを恩に着て、企業に対し、炭鉱に対して継続して金を貸すかどうかということは非常に疑問がある、私はこういう感じを持つておるわけです。この辺はどういう考え方でおいでしようか。

○菅野国務大臣 田畑委員の御心配になることもわれわれも考えますが、問題はやはり石炭鉱業が安定すること、これが前提なので、そこでこの債権の肩がわりということも石炭鉱業を安定さすという目的のためにやるのでありますからして、市中銀行は五分でありますからこれは利息を切捨てただけまかせざるわけですがそれによつて石炭鉱業が安定するのだということで、市中銀行も五分ぐらいで、利息だけはひとついままでのほそれでは正常な利子でやつてもらうということ、要

は石炭鉱業の安定という前提のもとで考えておるのでありますからして、まあ私はこれをやつていただければ、市中銀行ももうこれで石炭が安定するのだということで金を貸してくれる、現状のままでは金を貸すということは無理ですが、これによつて安定していけば市中銀行も今後貸していただけではないか、こう私は考えておるわけでありませう。

○田畑委員 まあ石炭産業を安定させるための措置ですから、そのためのやはり金融をつけていくためには、むしろほんとうに石炭産業の安定ということからいふと、市中銀行が今後とも協力してやつていただけるような、やはりそこに重点を置いた金融措置でなければ、私は、いま大臣のお話のような石炭の安定にはつながらぬのじゃないか。むしろ、これ自体がやはり政策的な措置なんだから、政策的な措置ならば、政策金融を中心の政府関係金融機関がこの際よりひとつ多くの負担と犠牲を払つてもらうという思想でなければ、金融ベースという純粋な考え方からいふと、私はこれはさか立ちしておるような感じを受けるのです。これがいいか悪いかわからない評価なり見方はありますが、しかし私の質問に対する先ほどの石炭局長の答弁を聞きまして、市中金融機関に協力させるためにこの措置をやつたのだというお話がありましたから、なるほどその趣旨を徹底させるためには、私のような考え方でなければなかなか——市中金融機関が、これだけの肩がわりをしたのだからといつてそれではまた今後貸してくれるかという、これもまた金を貸したら同じようなことになるかもしれない、政府がまたそれを肩がわりしてくれるだろうか、こういう不安が先に立てばなかなかこれもむずかしいと思ひます。

○菅野国務大臣 これからも不安定であるということであれば、根本的にこの石炭対策というものは不安定になるということです。まあとにかく石炭産業を安定させるということではいろいろのことを考えておるのでありますから、それでまあ安定

さすために市中銀行も利子ぐらひはかんべんしてやるという気持ちになつて、今後ひとつ安定させるから、また必要な金を貸してやるということにやつてもらいたいと思ひます。これは石炭産業に限らずほかの取引でも、会社が破産しそうなときには金利だけはまけてやる、あるいは元金はまけてやるということもありますし、今後これによつてそれ以上産業が生きていくと思うから金をかけた方がいいから、そういう意味でまあひとつ安定させるという大きな目標のもとにおいて、市中銀行に御協力をお願いしたい、こう思つておるわけでありませう。

午後一時五十九分散会

○多賀谷委員長 本日はこれにて散会いたします。